

西宮市立学校施設常駐警備業務仕様書（案）

第 1 章 総則

1. 業務の目的

本業務は、学校施設内に警備員を常駐させ、対象施設における火災・破壊・不正・不良行為・事故等の発生を警戒・予防することにより、身体・生命・財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

2. 対象施設

西宮市立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校 計 62 施設

※詳細は、別紙 1「常駐警備業務対象施設一覧表」参照

3. 対象業務

- (1) 巡回警備業務
- (2) 立哨警備業務
- (3) 警備延長対応業務

※業務概要の詳細は、下記「第 2 章 個別業務における業務内容」参照

4. 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（履行期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

単年度ごとに予算の範囲内で契約を行うこととする。

ただし、業務内容が良好と認められた場合には、令和 10 年 3 月 31 日までを限度として更新する。

また、仕様内容に大きな変更があった場合は、契約金額が変更となる場合がある。

5. 業務条件

- (1) 受託者は、警備業法（昭和 47 年法律 117 号）第 4 条の認定を受けていること。
- (2) 警備員は、警備業法（昭和 47 年法律 117 号）第 14 条の要件を満たす者とする。
- (3) 警備員の服装及び装備品は、原則として受託者の定めるものとする。ただし、護身用具を携帯する場合には、本市と協議する。
- (4) 受託者は、警備員に服装や装備品を貸与すること。なお、費用は受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、警備員の熱中症対策や防寒対策として空調服や防寒服を貸与するなどの措置を講じること。なお、熱中症対策や防寒対策にかかる費用は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は立哨警備にあたる警備員に対し、来校者の入校を認めることの判断がつかない場合に学校へ速やかに連絡できるよう、携帯電話を持たせること。

6. 業務関係図書

- (1) 「業務管理体制報告書」は、所定の様式に従い作成し、履行開始日の14日前までに本市へ提出すること。
- (2) 「業務管理体制報告書」は、各学校名が記載された警備員名簿を添付して提出すること。また、内容の変更があった場合は事実発生から3日以内にその都度、提出すること。
- (3) 「業務報告書」はいわゆる警備日誌で、業務終了毎に業務実施状況を記録し、学校への報告事項や次回出勤者への引継ぎ事項、来校者を記載すること。書式は自由とするが事前に本市の確認を得ること。また、提出先は、各学校の管理職とし、原則として毎日学校へ提出して確認を受けること。ただし、緊急を要する場合は、その都度報告すること。
- (4) 異常が発生した場合には、異常内容、対応内容、対応警備員名等を記載した報告書を作成し、本市に提出すること。書式は自由とする。
- (5) 警備業法第19条にもとづき、本契約概要について記載した書面を契約開始前・開始後に本市に交付すること。

7. 業務責任者等の配置

受託者は、直接雇用した下記(1)～(3)の者を配置し、その旨を本市に「業務管理体制報告書」にて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(1) 業務責任者【警備業務経験(管理部門)5年以上有すること】

業務従事者を監督する者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために本市との連絡調整を行う者で、現場における受託者側の責任者をいう。

業務責任者は、下記内容をすべて満たすものとし、受託者は、下記「12.業務の安全衛生管理」～「17.火気の取り扱い」を、業務責任者にも遵守させなければならない。

- ①警備員に業務目的、業務内容及び本市の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- ②業務中に苦情等が発生した場合は、速やかに本市に連絡を行い、処理にあたること。
- ③本市より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。

(2) 業務主任技術者【警備員指導教育責任者有資格者(1号警備業務)】

業務上における技術上の管理をつかさどる者をいう。

業務主任技術者は、下記内容をすべて満たすものとし、受託者は、下記「13.関係法令等の遵守」～「17.火気の取り扱い」を業務主任技術者にも遵守させなければならない。

- ①警備員以上の経験及び知識を有するものとする。
- ②定期的に業務の品質検査を行い業務品質の向上に努める。
- ③本市より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。

(3) 警備員

警備業法(昭和47年法律117号)第14条の要件を満たし、本仕様書で定める警備業務に従事する者をいう。

警備員は下記内容をすべて満たすものとし、受託者は、下記「13.関係法令等の遵守」～「17.火気の取り扱い」を、警備員にも遵守させなければならない。

- ①警備員は、その業務の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- ②法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、資格を有する者が本業務を行う。

8. 執行体制

- (1) 学校及び本市からの連絡事項や問合せ事項に対しては迅速に対応すること。受託者はその対応が可能な業務体制を構築できる者とする。
- (2) 365日24時間対応できる連絡体制を構築すること。
- (3) 業務主任技術者の下に4名以上の連絡員を設け、警備員への連絡・学校との調整業務等を行うこと。ただし、連絡員は緊急時などに現場警備業務に従事できる者であること。
※業務責任者・業務主任技術者と連絡員を兼務することは認めない。
- (4) 翌月の月間勤務シフトを前月25日までに、警備員及び学校に配布すること。
- (5) 勤務シフトに欠員が生じることが判明した場合、業務開始前までに学校に報告するとともに、業務開始前までには欠員補充すること。
- (6) 学校・保護者から勤務態度及び警備内容に苦情があった場合は、当該警備員に指導すること。また、指導しても改善見込みがないと判断した場合は、配置転換を含めた対策を講じること。
- (7) 業務責任者・業務主任技術者は、業務を総合的に監督する立場のため、学校の警備業務には一切従事しないこと。

9. 鍵の取扱い

預託された施設の鍵の取扱いについては、次の事項を遵守する。

- (1) 厳重に保管する。
- (2) 複製しない。
- (3) 業務期間終了時に返却する。
- (4) 鍵の使用及び貸出は、指定された方法により管理する。
- (5) 各警備員の業務開始日の前日までに、当該警備員は学校から鍵の預託を受けること。
- (6) 学校が鍵を警備員に預託する際は、受託者が授受簿を作成し、警備員を通じて学校に提出することとする。
- (7) 業務期間中に警備員が勤務を取りやめる場合は、速やかに学校へ鍵を返却することとする。
- (8) 受託者は、常に鍵の所在を管理し、毎月、本市に管理状況を報告すること。また、本市から鍵の所在の報告を求められた場合は、速やかに書面で報告することとする。
- (9) 鍵を紛失した場合、当該施設すべての錠前の交換費用について受託者がその費用を負担する。

10. 支払条件

毎翌月に分割して支払うものとする。

履行遅延等が生じた場合、当該月の支払額より減額を行い、3月にまとめて減額にともなう変更契約を行う。

11. 受託者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な本施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、原則として本市の負担とする。
- (2) 業務に必要な道具、工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- (3) 業務に必要な消耗部品、材料、油脂等は、原則として受託者の負担とする。

12. 業務の安全衛生管理

警備員及び業務主任技術者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

13. 関係法令等の遵守

受託者は、労働基準法、最低賃金法、その他適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

14. 守秘義務

受託者は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。「個人情報の保護に関する法律」に基づき、業務に関連して取得した利用者個人に関する情報を適切に取り扱うこと。個人情報の大切さを業務従事者に周知・徹底し、万一これが漏洩等した場合、受託者がその責任を負うこと。

15. 施設を出入りするにあたっての注意事項

- (1) 受託者は業務の遂行にあたっては、本施設の業務に支障をきたさないよう常に細心の注意を払うこと。特に利用者及び来庁者のある窓口部門については作業時間に配慮すること。
- (2) 受託者は業務に際し、業者名及び名札のついた制服又は腕章等を着用し、言語、態度、身だしなみ等に注意し、人に不快の念を与えることのないよう十分注意すること。
- (3) 受託者は業務にて指定された場所以外に立ち入ってはならない。
- (4) 本業務を実施するため、用務員室を居室等として共用してもよい。ただし、各学校管理職の指示により変更する場合がある。
- (5) 本施設内の駐車場については、利用はできない。ただし、駐車場に空きがあれば、利用を認める場合がある。(利用状況に応じた駐車料が必要。)

16. 使用する資機材

使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受託者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。

17. 火気の取り扱い

業務に際し、火気は使用しないこと。やむを得ず火気を使用する場合は、あらかじめ本市の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

18. 損害賠償

本業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、本市の責に帰すべき理由により生じたものについては、本市が負担する。

19. その他注意事項

- (1) 本業務を再委託してはならない。
- (2) 本仕様書に記載なき事項を行う場合は、その都度、本市の承諾を得なければならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）最新版」・「西宮市契約規則」によるほか、必要に応じて、本市と協議して定める。

第2章 個別業務における業務内容

1. 巡回警備業務

(1) 業務内容

定期・臨時に警備対象施設の屋内外を巡回し、以下に示す警備を行う。

- ①扉、窓、シャッター等の出入可能箇所の施錠確認と処置。
- ②潜伏者、不審者の発見と排除。
- ③不審物の発見及び適正処理を行う。
- ④発火源、危険物、可燃性物品の点検確認と処置。
- ⑤危険物品の持込規制と処置。
- ⑥施設、設備等の破損又は危険箇所の有無の確認、処置。
- ⑦火災予防上の火気使用設備、器具等の点検及びガスの閉栓状況確認等を行う。
- ⑧水道栓の閉栓状況確認。
- ⑨漏水箇所の発見対応。
- ⑩不要灯、コンセント等の外見的点検、確認と処置。
- ⑪在館者の有無の確認。
- ⑫休日における国旗または半旗の掲揚
- ⑬異常発生時には、異常内容の確認を行い、適正な処置を行う。なお、必要に応じ以下の業務を

行う。

- (a) 状況に応じた緊急措置。
- (b) 本市及び予め定められた者への連絡。
- (c) 警察、消防署等への通報。

(2) 警備員配置表

警備員配置表の詳細は、別紙2「警備員配置表」参照。

(3) 業務日程

業務日程の詳細は、別紙3「警備業務日程」参照。

(4) 各種災害時の対応

- ①台風接近前後に施設の安全確認を行う。
- ②地震等の災害後に施設の安全確認を行う。

2. 立哨警備業務

(1) 業務内容

定められた警備対象場所において立ったままの姿勢で、以下に示す警備を行う。

- ①児童の登下校時・保護者等が来校した際には、校門前にて立哨。
- ②保護者等が来校した際には、来校記録を記入すること。
- ③不審者の発見と侵入阻止。
- ④不審者が侵入した場合、すみやかに学校管理職に報告すること。その後は、学校管理職の指示に従い、被害を最小限にとどめるよう対応すること。
- ⑤児童の登下校時以外は、門をとじること。
- ⑥上記①以外は、警備ボックス周辺にて警備等を行う。

(2) 警備員配置表

警備員配置表の詳細は、別紙2「警備員配置表」参照。

(3) 業務日程

業務日程の詳細は、別紙3「警備業務日程」参照。

3. 警備延長対応業務

受託者が関係課（担当職員）等から随時提出される警備延長依頼を受付・集計し、警備員に依頼すること。集計結果は毎週、本市に報告し「年間警備延長時間」を超過することがないよう管理すること。年間警備延長時間については、別紙2「警備員配置表」に記載のとおり。なお、校種ごとの時間

は目安であり、全校種の総時間を超えない範囲で変更する場合がある。

第3章 特記仕様

1. 共通事項

- (1) 受託者は、機械警備業務受託者より機械警備中に異常があった旨の通知を受けた場合、翌日の警備業務に従事する警備員にその内容を伝達すること。
- (2) 警備員は、勤務時間中に火災、地震、津波及び風水害等、緊急非常事態が発生したとき、本市からの指示がない場合でも臨機の措置をとり、速やかに自らの安全を確保するとともに、施設内に明らかな危険個所が無い巡回点検を行うこと。なお、目視で明らかな異常が認められない場合、本市職員又は教職員の不在時に避難者が現れたときは直ちに安全な避難場所を開放し、本市職員等が到着するまでの間、避難者の誘導にあたること。
- (3) 警備員は、勤務時間中に緊急非常事態、その他の異常を認めるときは、直ちに警備本部、校長及び関係機関等へ連絡、通報すること。また、消防又は警察への出動を要請した場合、現場検証に立ち会うこと。なお、このとき受託者は、直ちに警備員の対応状況を取りまとめて本市に報告すること。
- (4) 履行期間中において、授業日に変更が生じる場合には、本市と協議の上、学校単位で各業務の従事日程を変更すること。
- (5) 警備日数及び警備時間の増減を伴わず、個別の学校の特定の期間における各業務を別の期間に変更する場合には、本市の指示に従い、各業務の従事日程を変更すること。
- (6) 警備時間の延長を行う場合は、本市は受託者に対し、必ず当該日時までに依頼を行う。依頼を受けた受託者は、該当警備員に依頼内容を伝達し、必要な対応を指示すること。
- (7) 別紙2「警備員配置表」に示す巡回時間中は施設内に常駐すること。
- (8) 各校個別の実務内容について、学校と協議の上決定し、引継書を作成すること。
- (9) 次期受託業者から引継ぎ要請があった場合は、引継書を提供の上、引継ぎ業務を行うこととする。
- (10) 受託者は、業務開始日までに各勤務地へ行き、円滑な業務実施のために業務内容の確認や引継ぎ業務を行うこと。その際、勤務予定警備員を同行させること。
- (11) 配置する警備員については、学校の特性に配慮し選定すること。(在校生の親類縁者等は避ける。)

2. 個別事項

(1) 【警備員配置表 No. 1, 3, 5, 7, 9, 23】

- ①警備員は、出勤後、校門の解錠、警備装置の解除を行うこと。
- ②校長の指示する室を解錠するとともに、7:45 までの時間は、校舎外周及び校舎内を巡回し、異常の有無を確認すること。また、児童・生徒の安全の確保に努めること。

- ③ 7:45以降の時間は、校長が定めた校門周辺で立哨警備を行い、児童・生徒の安全監視及び来校者の確認を行う。来校者の入校を認めることの判断がつかない場合は、携帯電話等で学校関係者に確認し、対応すること。
- ④巡回・立哨警備に支障ない範囲で、ゴミ出し・収集業者対応へ協力すること。

(2) 【警備員配置表 No.11,15,25】

- ①警備員は、出勤後、校門の解錠、警備装置の解除を行うこと。
- ②校長の指示する室を解錠するとともに、校舎外周及び校舎内を巡回し、異常の有無を確認すること。また、児童・生徒の安全の確保に努めること。

(3) 【警備員配置表 No. 6, 8】

- ①警備員は出勤した後、16時45分までは校長が定めた校門周辺で立哨警備を行い、児童・生徒の安全監視及び来校者の確認を行う。来校者の入校を認めることの判断がつかない場合は、携帯電話等で学校関係者に確認し、対応すること。なお、出勤後に控室を利用する場合、16時45分以降とすること。ただし、学校長に許可を得た場合については、この限りでない。
- ② 警備員は16時45分以降、教職員から鍵を引き継いだ後、使用していない各室の施錠を行い、火気等の点検を行うこと。
- ③警備員は16時45分以降、業務時間内に2回以上校内を巡回して、施設の保全にあたること。また、児童・生徒の安全の確保に努めること。また、必要に応じて、くずかごの処理を行うこと。
- ④警備員は、警備時間内に許可を受けて施設を使用する者がいるときは、学校園使用許可書等の提示を求め、その内容を確認した上、使用の開始及び終了時に立ち会う等、管理に万全を期すること。万一、使用者が施設設備等を滅失又は損傷させたときは、使用者の立ち会いの上で確認を行い、速やかに校長及び関係機関等へ連絡、通報すること。
- ⑤警備員は、退出の際は、施錠、火気、消灯状況、施設設備のき損状況及び不審者の有無等を再確認した後、警報装置をセットすること。ただし、学校の教職員等が使用中の場合は残留の責任者に戸締り及び火気の点検等を依頼するとともに、その旨を機械警備業務受託者の基地局（以下「機械警備基地局」という。）へ報告すること。
- ⑥警備員は、巡回・立哨警備に支障ない範囲で、ゴミ出し・収集業者対応へ協力すること。

(4) 【警備員配置表 No. 2, 4, 10, 12, 16, 17, 18, 24, 26】

- ①警備員は、出勤して教職員から鍵を引き継いだ後、使用していない各室の施錠を行い、火気等の点検を行うこと。なお、No12については、出勤後に控室を利用する場合、16時45分以降とすること。
- ②警備員は、業務時間内に2回以上校内を巡回して、施設の保全にあたること。また、児

童・生徒の安全の確保に努めること。また、必要に応じて、くずかごの処理を行うこと。

- ③警備員は、警備時間内に許可を受けて施設を使用する者がいるときは、学校園使用許可書等の提示を求め、その内容を確認した上、使用の開始及び終了時に立ち会う等、管理に万全を期すること。万一、使用者が施設設備等を滅失又は損傷させたときは、使用者の立ち会いの上で確認を行い、速やかに校長及び関係機関等へ連絡、通報すること。
- ④警備員は、退出の際は、施錠、火気、消灯状況、施設設備のき損状況及び不審者の有無等を再確認した後、警報装置をセットすること。ただし、学校の教職員等が使用中の場合は、残留の責任者に戸締り及び火気の点検等を依頼するとともに、その旨を機械警備業務受託者の基地局（以下「機械警備基地局」という。）へ報告すること。

(5)【警備員配置表 No.13,14,19,20,21,22,27】

- ①警備員は、出勤後、校門の解錠、警備装置の解除を行うこと。
- ②校長の指示する室を解錠するとともに校舎外周及び校舎内を巡回し、異常の有無を確認すること。また、児童の安全の確保に努めること。
- ③警備員は、業務時間内に午前2回以上、午後2回以上校内を巡回して、施設の保全にあたること。また、必要に応じて、くずかごの処理、業者対応、玄関、表門及び通用門付近等の清掃、散水並びにプールの給水作業や休校園時の餌やりを行うこと。
- ④警備員は、警備時間内に許可を受けて施設を使用する者がいるときは、学校園使用許可書等の提示を求め、その内容を確認した上、使用の開始及び終了時に立ち会う等、管理に万全を期すること。万一、使用者が施設設備等を滅失又は損傷させたときは、使用者の立ち会いの上で確認を行い、速やかに校長及び関係機関等へ連絡、通報すること。関係機関等へ連絡、通報すること。
- ⑤警備員は、退出の際は、施錠、火気、消灯状況、施設設備のき損状況及び不審者の有無等を再確認した後、警報装置をセットすること。ただし、学校の教職員等が使用中の場合は、残留の責任者に戸締り及び火気の点検等を依頼するとともに、その旨を機械警備基地局へ報告すること。

第4章 モニタリング

本市は、受託者の適正な業務の実施と業務の効果・効率の向上のため、モニタリングを実施する。また、モニタリングの結果により、契約期間中における委託料の減額や契約解除を行う場合がある。

1. 定期モニタリング（年2回：8月、2月）

受託者が本業務仕様書に合致した業務を実施されているか、年2回モニタリングを実施する。

また、受託者は、定期モニタリング実施時期にあわせて各学校へアンケート調査を実施し、本市に

報告すること。アンケート様式の作成・印刷・配布・回収・集計は受託者が行い、質問項目については事前に本市の承認を得ること。

なお、受託者は、定期モニタリングの実施に当たり、本市に対して最大限に協力すること。

2. 随時モニタリング

本市は、必要と認めるとき（学校等からクレームがあった場合や業務改善勧告を実施した場合の確認など）に、随時モニタリングを実施する。

なお、受託者は、随時モニタリングの実施に当たり、本市に対して最大限に協力すること。

3. モニタリング結果に対する措置等

モニタリングの結果、本件業務の不履行を確認した場合には、以下の処置を行う。

(1) 改善要求

本市は、本件業務の不履行を確認した場合には、受託者に改善期限を定めた上で直ちに適切な措置を行うよう改善要求を行う。その結果、速やかに改善がされない場合には、改善勧告を行い、受託者に業務改善計画書の提出を求める。なお、業務不履行のうち、重大な事象については、直ちに、受託者に業務改善計画書の提出を求めるものとする。

受託者は、定められた期間内に改善策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を受ける。受託者が提出した業務改善計画が、業務不履行の状態を改善できるものと認められない場合には、業務改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

受託者は、承認を得た業務改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、その結果を本市に報告する。

(2) 委託料の減額

受託者は、本市の承認を得た業務改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施する。本市は、改善期限を過ぎた後も改善を確認することができない場合には、再度改善要求を行うとともに、委託料の減額を行うことができる。

ただし、受託者の責めによらない場合には、この限りではない。

(3) 契約解除

受託者が改善措置を講じない場合や今後も改善が見込まれないと判断され、本業務の履行が困難と判断した場合には、本契約を解除することができる。

別紙 1 常駐警備業務対象施設一覧表

【小学校・義務教育学校】

No	建物名称	延べ面積 (㎡)	地上階数	地下階数
1	浜脇小学校	10,735	4	0
2	西宮浜義務教育学校 (西校舎)	8,320	3	0
3	香櫨園小学校	11,336	4	0
4	安井小学校	9,314	4	0
5	夙川小学校	9,797	4	0
6	北夙川小学校	8,091	4	0
7	苦楽園小学校	6,980	4	0
8	大社小学校	8,597	4	1
9	神原小学校	5,983	4	0
10	甲陽園小学校	7,407	3	0
11	広田小学校	8,030	3	0
12	平木小学校	9,783	4	0
13	甲東小学校	8,518	4	0
14	上ヶ原小学校	7,736	4	0
15	上ヶ原南小学校	6,829	4	0
16	段上小学校	7,604	4	0
17	段上西小学校	7,511	5	0
18	樋ノ口小学校	7,912	4	0
19	高木小学校	10,099	4	0
20	高木北小学校	9,639	4	0
21	瓦木小学校	7,788	4	0
22	深津小学校	7,747	6	0
23	瓦林小学校	6,689	5	0
24	上甲子園小学校	8,771	3	0
25	津門小学校	7,473	3	0
26	春風小学校	11,094	4	0
27	今津小学校	6,895	3	0
28	用海小学校	9,165	4	0
29	鳴尾小学校	8,046	4	0
30	南甲子園小学校	10,432	3	0
31	甲子園浜小学校	8,238	3	0
32	高須小学校	8,804	5	0
33	高須西小学校	6,970	4	0
34	鳴尾東小学校	7,607	4	0
35	鳴尾北小学校	10,024	5	0
36	小松小学校	8,356	3	0
37	山口小学校	5,828	4	0
38	北六甲台小学校	7,886	3	0
39	名塩小学校	8,734	4	1
40	東山台小学校	7,691	3	1
41	生瀬小学校	4,679	4	0

【中学校・義務教育学校・特別支援学校】

No	建 物 名 称	延べ面積 (㎡)	地上階数	地下階数
42	浜脇中学校	9,104	4	0
43	西宮浜義務教育学校 (東校舎)	7,832	3	0
44	大社中学校	11,051	5	0
45	苦楽園中学校	11,525	5	0
46	上ヶ原中学校	9,831	4	0
47	甲陵中学校	9,254	3	0
48	平木中学校	7,868	4	0
49	甲武中学校	10,098	4	1
50	瓦木中学校	12,057	4	0
51	深津中学校	8,871	5	0
52	上甲子園中学校	8,636	4	0
53	今津中学校	7,375	4	0
54	真砂中学校	7,736	5	0
55	鳴尾中学校	10,185	4	0
56	浜甲子園中学校	9,010	3	0
57	鳴尾南中学校	7,765	4	0
58	高須中学校	9,139	5	0
59	学文中学校	10,035	5	0
60	山口中学校	9,256	4	0
61	塩瀬中学校	9,336	6	0
62	西宮支援学校	10,683	4	1

別紙2 警備員配置表

【小学校・義務教育学校】

No.	ホスト	日数	巡回時間	巡回周期	巡回場所	備考
1	26	203	7 : 00 ~ 13 : 00	特記仕様による	北夙川、苦楽園、神原、甲陽園、 広田、平木、上ヶ原、上ヶ原南、 段上、段上西、高木、高木北、瓦 木、上甲子園、津門、春風、今 津、用海、鳴尾、南甲子園、高 須、高須西、小松、北六甲台、名 塩、東山台 (校舎外周、校舎内及び校門周辺)	小学校 平日午前 巡回・立哨警備 業務日【4/7~7/20、8/30~12/25及び1/7~3/25の平日】
2	26	203	17 : 00 ~ 19 : 00		小学校 平日夕方 巡回警備 業務日【4/7~7/20、8/30~12/25及び1/7~3/25の平日】 ※工事等による警備時間の延長を含めること。	
3	3	203	7 : 00 ~ 13 : 00		甲東、深津、山口 (校舎外周、校舎内及び校門周辺)	小学校 平日午前 巡回・立哨警備 業務日【4/7~7/20、8/30~12/25及び1/7~3/25の平日】
4	3	203	16 : 45 ~ 18 : 45			小学校 平日夕方 巡回警備 業務日【4/7~7/20、8/30~12/25及び1/7~3/25の平日】 ※工事等による警備時間の延長を含めること。
5	9	203	7 : 00 ~ 10 : 30		浜脇、香榎園、安井、夙川、大 社、樋ノ口、甲子園浜、鳴尾東、 生瀬 (校舎外周、校舎内及び校門周辺)	小学校 平日午前 巡回・立哨警備 業務日【4/7~7/20、8/30~12/25及び1/7~3/25の平日】
6	9	203	14 : 30 ~ 19 : 00			小学校 平日夕方 巡回・立哨警備 業務日【4/7~7/20、8/30~12/25及び1/7~3/25の平日】 ※工事等による警備時間の延長を含めること。
7	2	203	7 : 00 ~ 10 : 30		瓦林、鳴尾北 (校舎外周、校舎内及び校門周辺)	小学校 平日午前 巡回・立哨警備 業務日【4/7~7/20、8/30~12/25及び1/7~3/25の平日】
8	2	203	14 : 15 ~ 18 : 45			小学校 平日夕方 巡回・立哨警備 業務日【4/7~7/20、8/30~12/25及び1/7~3/25の平日】 ※工事等による警備時間の延長を含めること。
9	1	203	7 : 00 ~ 13 : 00		西宮浜義(西) (校舎外周、校舎内及び校門周辺)	小学校 平日午前 巡回・立哨警備 業務日【4/7~7/20、8/30~12/25及び1/7~3/25の平日】
10	1	203	16 : 30 ~ 20 : 00			小学校 平日夕方 巡回警備 業務日【4/7~7/20、8/30~12/25及び1/7~3/25の平日】 ※工事等による警備時間の延長を含めること。

11	41	36	7 : 45 ~ 8 : 30	特記仕様による	小学校 (校舎外周及び校舎内)	小学校 平日午前 巡回警備 業務日【警備員No1,3,5,7,9の業務日以外の平日 (学校閉鎖日8/12~8/14、12/29~1/3を除く)】
12	41	36	16 : 30 ~ 18 : 45		小学校 (校舎外周及び校舎内)	小学校 平日夕方 巡回警備 業務日【警備員No2,4,6,8,10の業務日以外の平日 (学校閉鎖日8/12~8/14、12/29~1/3を除く)】 ※工事等による警備時間の延長を含めること。
13	41	51	8 : 00 ~ 16 : 30		小学校 (校舎外周及び校舎内)	小学校 土曜日 巡回警備 業務日【土曜日(休日にあたる場合及び12/29~1/3を除く)】 ※工事等による警備時間の延長を含めること。
14	41	66	8 : 30 ~ 16 : 30		小学校 (校舎外周及び校舎内)	小学校 休日 巡回警備 業務日【日曜日、祝日及び臨時休校日(12/29~1/3を除く)】 ※工事等による警備時間の延長を含めること。

※「工事等による警備時間の延長(小学校・義務教育学校)」は合計 1,280 時間を見込んでおくこと

【中学校・義務教育学校】

No.	ホスト	日数	巡回時間	巡回周期	巡回場所	備考
15	20	239	6 : 30 ~ 7 : 30	特記仕様による	中学校 (校舎外周及び校舎内)	中学校 平日午前 巡回警備 業務日【平日（学校閉鎖日8/12~8/14、12/29~1/3を除く）】
16	19	239	16 : 30 ~ 20 : 30		鳴尾以外の中学校 (校舎外周及び校舎内)	中学校 平日夕方 巡回警備 業務日【平日（学校閉鎖日8/12~8/14、12/29~1/3を除く）】
17	1	42	16 : 30 ~ 20 : 30		鳴尾 (校舎外周及び校舎内)	中学校 平日夕方 巡回警備 業務日【月曜日（学校閉鎖日8/12~8/14、12/29~1/3を除く）】
18	1	197	16 : 30 ~ 21 : 30		鳴尾 (校舎外周及び校舎内)	中学校 平日夕方 巡回警備 業務日【火~金曜日（学校閉鎖日8/12~8/14、12/29~1/3を除く）】
19	13	51	8 : 00 ~ 18 : 10		浜脇、西宮浜義（東）、大社、苦楽園、上ヶ原、甲陵、瓦木、深津、真砂、鳴尾南、学文、山口、塩瀬 (校舎外周及び校舎内)	中学校 土曜日 巡回警備 業務日【土曜日（休日にあたる場合及び12/29~1/3を除く）】 ※工事等による警備時間の延長を含めること。
20	6	51	7 : 30 ~ 17 : 40		平木、甲武、上甲子園、今津、浜甲子園、高須 (校舎外周及び校舎内)	中学校 土曜日 巡回警備 業務日【土曜日（休日にあたる場合及び12/29~1/3を除く）】 ※工事等による警備時間の延長を含めること。
21	19	66	8 : 30 ~ 16 : 30		鳴尾以外の中学校 (校舎外周及び校舎内)	中学校 休日 巡回警備 業務日【日曜日、祝日及び臨時休校日（12/29~1/3を除く）】 ※工事等による警備時間の延長を含めること。
22	1	117	8 : 00 ~ 21 : 30		鳴尾 (校舎外周及び校舎内)	中学校 土曜日・休日 巡回警備 業務日【土曜日、日曜日、祝日及び臨時休校日（12/29~1/3を除く）】

※「工事等による警備時間の延長（中学校・義務教育学校）」は合計 620 時間を見込んでおくこと

【特別支援学校】

No.	ホスト	日数	巡回時間	巡回周期	巡回場所	備考
23	1	202	6 : 15 ~ 12 : 30	特記仕様による	西宮支援学校 (校舎外周、校舎内及び校門周辺)	特別支援学校 平日午前 巡回・立哨警備 業務日【4/7~7/20、8/30~12/25及び1/7~3/25の平日】
24	1	202	16 : 30 ~ 19 : 00		西宮支援学校 (校舎外周及び校舎内)	特別支援学校 平日夕方 巡回警備 業務日【4/7~7/20、8/30~12/25及び1/7~3/25の平日】
25	1	36	7 : 45 ~ 8 : 30		西宮支援学校 (校舎外周及び校舎内)	特別支援学校 平日午前 巡回警備 業務日【警備員No.23の業務日以外の平日 (学校閉鎖日8/12~8/14、12/29~1/3を除く)】
26	1	36	16 : 30 ~ 18 : 45		西宮支援学校 (校舎外周及び校舎内)	特別支援学校 平日夕方 巡回警備 業務日【警備員No.24の業務日以外の平日 (学校閉鎖日8/12~8/14、12/29~1/3を除く)】
27	1	51	8 : 00 ~ 16 : 30		西宮支援学校 (校舎外周及び校舎内)	特別支援学校 土曜日 巡回警備 業務日【各月毎週の土曜日】

※「工事等による警備時間の延長（特別支援学校）」は合計 50 時間を見込んでおくこと

別紙 3

警備業務日程

令和 7 年度

警備業務日程

警備員配置表のNo. 1~10

※「○」印のついた日を業務日とする。

4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月	
	1 火	○	1 木		1 日	○	1 火		1 金	○	1 月
	2 水	○	2 金	○	2 月	○	2 水		2 土	○	2 火
	3 木		3 土	○	3 火	○	3 木		3 日	○	3 水
	4 金		4 日	○	4 水	○	4 金		4 月	○	4 木
	5 土		5 月	○	5 木		5 土		5 火	○	5 金
	6 日		6 火	○	6 金		6 日		6 水		6 土
○	7 月	○	7 水		7 土	○	7 月		7 木		7 日
○	8 火	○	8 木		8 日	○	8 火		8 金		8 月
○	9 水	○	9 金	○	9 月	○	9 水		9 土	○	9 火
○	10 木		10 土	○	10 火	○	10 木		10 日	○	10 水
○	11 金		11 日	○	11 水	○	11 金		11 月	○	11 木
	12 土	○	12 月	○	12 木		12 土		12 火	○	12 金
	13 日	○	13 火	○	13 金		13 日		13 水		13 土
○	14 月	○	14 水		14 土	○	14 月		14 木		14 日
○	15 火	○	15 木		15 日	○	15 火		15 金		15 月
○	16 水		16 土	○	16 月	○	16 水		16 土	○	16 火
○	17 木		17 日	○	17 火	○	17 木		17 日	○	17 水
○	18 金		18 日	○	18 水	○	18 金		18 月	○	18 木
	19 土	○	19 月	○	19 木		19 土		19 火	○	19 金
	20 日	○	20 火	○	20 金		20 日		20 水		20 土
○	21 月	○	21 水		21 土		21 月		21 木		21 日
○	22 火	○	22 木		22 日		22 火		22 金	○	22 月
○	23 水	○	23 金	○	23 月		23 水		23 土		23 火
○	24 木		24 土	○	24 火		24 木		24 日	○	24 水
○	25 金		25 日	○	25 水		25 金		25 月	○	25 木
	26 土	○	26 月	○	26 木		26 土		26 火	○	26 金
	27 日	○	27 火	○	27 金		27 日		27 水		27 土
○	28 月	○	28 水		28 土		28 月		28 木		28 日
	29 火	○	29 木		29 日		29 火		29 金	○	29 月
○	30 水	○	30 金	○	30 月		30 水		30 土	○	30 火
	計 17		計 20		計 21		計 14		計 0		計 20

10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月	
○	1 水		1 土	○	1 月		1 木		1 日		1 日
○	2 木		2 日	○	2 火		2 金		2 月	○	2 月
○	3 金		3 月	○	3 水		3 土	○	3 火	○	3 火
	4 土	○	4 火	○	4 木		4 日	○	4 水	○	4 水
	5 日	○	5 水	○	5 金		5 月	○	5 木	○	5 木
○	6 月	○	6 木		6 土		6 火	○	6 金	○	6 金
○	7 火	○	7 日		7 日		7 水	○	7 土	○	7 土
○	8 水		8 土	○	8 月		8 木		8 日		8 日
○	9 木		9 日	○	9 火		9 金	○	9 月	○	9 月
○	10 金	○	10 月	○	10 水		10 土	○	10 火	○	10 火
	11 土	○	11 火	○	11 木		11 日	○	11 水	○	11 水
	12 日	○	12 水	○	12 金		12 月	○	12 木	○	12 木
	13 月	○	13 木		13 土		13 火	○	13 金	○	13 金
○	14 火	○	14 土		14 日		14 水		14 土		14 土
○	15 水		15 月	○	15 火		15 木		15 日		15 日
○	16 木		16 日	○	16 水		16 金	○	16 月	○	16 月
○	17 金	○	17 月	○	17 木		17 土	○	17 火	○	17 火
	18 土	○	18 火	○	18 金		18 日	○	18 水	○	18 水
	19 日	○	19 水	○	19 木		19 月	○	19 木	○	19 木
○	20 月	○	20 木		20 土		20 火	○	20 金		20 金
○	21 火	○	21 金		21 日		21 水		21 土		21 土
○	22 水		22 月	○	22 火		22 木		22 日		22 日
○	23 木		23 日	○	23 水		23 金	○	23 月	○	23 月
○	24 金		24 月	○	24 木		24 土	○	24 火	○	24 火
	25 土	○	25 火	○	25 木		25 日	○	25 水	○	25 水
	26 日	○	26 水		26 金		26 月	○	26 木		26 木
○	27 月	○	27 木		27 土		27 火	○	27 金		27 金
○	28 火	○	28 金		28 日		28 水		28 土		28 土
○	29 水		29 土		29 月		29 木		29 日		29 日
○	30 木		30 日		30 火		30 金		30 月		30 月
○	31 金		31 水		31 水		31 土		31 日		31 火
	計 22		計 18		計 19		計 17		計 18		計 17

年間業務日数 203 日

× 閏年の有無

令和 7 年度

警備業務日程

警備員配置表のNo. 11,12

※「○」印のついた日を業務日とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
○ 1 火	1 木	1 日	1 火	○ 1 金	1 月
○ 2 水	2 金	2 月	2 水	2 土	2 火
○ 3 木	3 土	3 火	3 木	3 日	3 水
○ 4 金	4 日	4 水	4 金	○ 4 月	4 木
5 土	5 月	5 木	5 土	○ 5 火	5 金
6 日	6 火	6 金	6 日	○ 6 水	6 土
7 月	7 水	7 土	7 月	○ 7 木	7 日
8 火	8 木	8 日	8 火	○ 8 金	8 月
9 水	9 金	9 火	9 水	○ 9 土	9 火
10 木	10 土	10 水	10 木	10 日	10 水
11 金	11 日	11 木	11 金	11 月	11 木
12 土	12 月	12 金	12 土	12 火	12 金
13 日	13 火	13 土	13 日	13 水	13 土
14 月	14 水	14 日	14 月	14 木	14 日
15 火	15 木	15 日	15 火	○ 15 金	15 月
16 水	16 金	16 月	16 水	16 土	16 火
17 木	17 土	17 火	17 木	17 日	17 水
18 金	18 日	18 水	18 金	○ 18 月	18 木
19 土	19 月	19 木	19 土	○ 19 火	19 金
20 日	20 火	20 金	20 日	○ 20 水	20 土
21 月	21 水	21 土	21 月	○ 21 木	21 日
22 火	22 木	22 日	○ 22 火	○ 22 金	22 月
23 水	23 金	23 月	○ 23 水	23 土	23 火
24 木	24 土	24 火	○ 24 木	24 日	24 水
25 金	25 日	25 水	○ 25 金	○ 25 月	25 木
26 土	26 月	26 木	26 土	○ 26 火	26 金
27 日	27 火	27 金	27 日	○ 27 水	27 土
28 月	28 水	28 土	○ 28 月	○ 28 木	28 日
29 火	29 木	29 日	○ 29 火	○ 29 金	29 月
30 水	30 金	30 月	○ 30 水	○ 30 土	30 火
31 土	31 土	30 日	○ 31 木	31 日	31 日
計 4	計 0	計 0	計 8	計 17	計 0

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1 水	1 土	1 月	1 木	1 日	1 日
2 木	2 日	2 火	2 金	2 月	2 月
3 金	3 月	3 水	3 土	3 火	3 火
4 土	4 火	4 木	4 日	4 水	4 水
5 日	5 水	5 金	○ 5 月	5 木	5 木
6 月	6 木	6 土	○ 6 火	6 金	6 金
7 火	7 金	7 日	7 水	7 土	7 土
8 水	8 土	8 月	8 木	8 日	8 日
9 木	9 日	9 火	9 金	9 月	9 月
10 金	10 月	10 水	10 土	10 火	10 火
11 土	11 火	11 木	11 日	11 水	11 水
12 日	12 水	12 金	12 月	12 木	12 木
13 月	13 木	13 土	13 火	13 金	13 金
14 火	14 金	14 日	14 水	14 土	14 土
15 水	15 土	15 月	15 木	15 日	15 日
16 木	16 日	16 火	16 金	16 月	16 月
17 金	17 月	17 水	17 土	17 火	17 火
18 土	18 火	18 木	18 日	18 水	18 水
19 日	19 水	19 金	19 月	19 木	19 木
20 月	20 木	20 土	20 火	20 金	20 金
21 火	21 金	21 日	21 水	21 土	21 土
22 水	22 土	22 月	22 木	22 日	22 日
23 木	23 日	23 火	23 金	23 月	23 月
24 金	24 月	24 水	24 土	24 火	24 火
25 土	25 火	25 木	25 日	25 水	25 水
26 日	26 水	○ 26 金	26 月	26 木	○ 26 木
27 月	27 木	27 土	27 火	27 金	○ 27 金
28 火	28 土	28 日	28 水	28 土	28 土
29 水	29 金	28 月	29 木	29 日	29 日
30 木	30 土	30 火	30 金	30 月	○ 30 月
31 金	30 日	31 水	31 土	31 日	○ 31 火
計 0	計 0	計 1	計 2	計 0	計 4

年間業務日数 36 日

× 閏年の有無

令和 7 年度

警備業務日程

警備員配置表のNo. 13,19,20

※「○」印のついた日を業務日とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
1 火	1 木	1 日	1 火	1 金	1 月
2 水	2 金	2 月	2 水	2 土	2 火
3 木	○ 3 土	3 火	3 木	3 日	3 水
4 金	4 日	4 水	4 金	4 月	4 木
○ 5 土	5 月	5 木	○ 5 土	5 火	5 金
6 日	6 火	6 金	6 日	6 水	○ 6 土
7 月	7 水	○ 7 土	7 月	7 木	7 日
8 火	8 木	8 日	8 火	8 金	8 月
9 水	9 金	9 火	9 水	○ 9 土	9 火
10 木	○ 10 土	10 月	10 木	10 日	10 水
11 金	11 日	11 水	11 金	11 月	11 木
○ 12 土	12 月	12 木	○ 12 土	12 火	12 金
13 日	13 火	13 金	13 日	13 水	○ 13 土
14 月	14 水	○ 14 土	14 月	14 木	14 日
15 火	15 木	15 日	15 火	15 金	15 月
16 水	16 金	16 月	16 水	○ 16 土	16 火
17 木	○ 17 土	17 火	17 木	17 日	17 水
18 金	18 日	18 水	18 金	18 月	18 木
○ 19 土	19 月	19 木	○ 19 土	19 火	19 金
20 日	20 火	20 金	20 日	20 水	○ 20 土
21 月	21 水	○ 21 土	21 月	21 木	21 日
22 火	22 木	22 日	22 火	22 金	22 月
23 水	23 金	23 月	23 水	○ 23 土	23 火
24 木	○ 24 土	24 火	24 木	24 日	24 水
25 金	25 日	25 水	25 金	25 月	25 木
○ 26 土	26 月	26 木	○ 26 土	26 火	26 金
27 日	27 火	27 金	27 日	27 水	○ 27 土
28 月	28 水	○ 28 土	28 月	28 木	28 日
29 火	29 木	29 日	29 火	29 金	29 月
30 水	30 金	30 月	30 水	○ 30 土	30 火
計 4	○ 31 土	計 4	31 木	計 5	計 4

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1 水	○ 1 土	1 月	1 木	1 日	1 日
2 木	2 日	2 火	2 金	2 月	2 月
3 金	3 月	3 水	3 土	3 火	3 火
○ 4 土	4 木	4 木	4 日	4 水	4 水
5 日	5 水	5 金	5 月	5 木	5 木
6 月	6 木	○ 6 土	6 火	6 金	6 金
7 火	7 金	7 日	7 水	○ 7 土	○ 7 土
8 水	○ 8 土	8 月	8 木	8 日	8 日
9 木	9 日	9 火	9 金	9 月	9 月
10 金	10 月	10 水	○ 10 土	10 火	10 火
○ 11 土	11 火	11 木	11 日	11 水	11 水
12 日	12 水	12 金	12 月	12 木	12 木
13 月	13 木	○ 13 土	13 火	13 金	13 金
14 火	14 金	14 日	14 水	○ 14 土	○ 14 土
15 水	○ 15 土	15 月	15 木	15 日	15 日
16 木	16 日	16 火	16 金	16 月	16 月
17 金	17 月	17 水	○ 17 土	17 火	17 火
○ 18 土	18 火	18 木	18 日	18 水	18 水
19 日	19 水	19 金	19 月	19 木	19 木
20 月	20 木	○ 20 土	20 火	20 金	20 金
21 火	21 金	21 日	21 水	○ 21 土	○ 21 土
22 水	○ 22 土	22 月	22 木	22 日	22 日
23 木	23 日	23 火	23 金	23 月	23 月
24 金	24 月	24 水	○ 24 土	24 火	24 火
○ 25 土	25 火	25 木	25 日	25 水	25 水
26 日	26 水	26 金	26 月	26 木	26 木
27 月	27 木	○ 27 土	27 火	27 金	27 金
28 火	28 金	28 日	28 水	○ 28 土	○ 28 土
29 水	○ 29 土	29 月	29 木	29 日	29 日
30 木	30 日	30 火	30 金	30 月	30 月
31 金	計 5	31 水	○ 31 土	計 4	31 火
計 4	計 5	計 4	計 4	計 4	計 4

年間業務日数 51 日

× 閏年の有無

※「○」印のついた日を業務日とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
1 火	1 木	○ 1 日	1 火	1 金	1 月
2 水	2 金	2 月	2 水	2 土	2 火
3 木	3 土	3 火	3 木	○ 3 日	3 水
4 金	○ 4 日	4 水	4 金	4 月	4 木
5 土	○ 5 月	5 木	5 土	5 火	5 金
○ 6 日	○ 6 火	6 金	○ 6 日	6 水	6 土
7 月	7 水	7 土	7 月	7 木	○ 7 日
8 火	8 木	○ 8 日	8 火	8 金	8 月
9 水	9 金	9 火	9 水	9 土	9 火
10 木	10 土	10 月	10 木	○ 10 日	10 水
11 金	○ 11 日	11 水	11 金	○ 11 月	11 木
12 土	12 月	12 木	12 土	12 火	12 金
○ 13 日	13 火	13 金	○ 13 日	13 水	13 土
14 月	14 水	14 土	14 月	14 木	○ 14 日
15 火	15 木	○ 15 日	15 火	15 金	○ 15 月
16 水	16 金	16 月	16 水	16 土	16 火
17 木	17 土	17 火	17 木	○ 17 日	17 水
18 金	○ 18 日	18 水	18 金	18 月	18 木
19 土	19 月	19 木	19 土	19 火	19 金
○ 20 日	20 火	20 金	○ 20 日	20 水	20 土
21 月	21 水	21 土	○ 21 月	21 木	○ 21 日
22 火	22 木	○ 22 日	22 火	22 金	○ 22 月
23 水	23 金	23 月	23 水	23 土	○ 23 火
24 木	24 土	24 火	24 木	○ 24 日	24 水
25 金	○ 25 日	25 水	25 金	25 月	25 木
26 土	26 月	26 木	26 土	26 火	26 金
○ 27 日	27 火	27 金	○ 27 日	27 水	27 土
28 月	28 水	28 土	28 月	28 木	○ 28 日
○ 29 火	29 木	○ 29 日	29 火	29 金	29 月
30 水	30 月	30 火	30 水	30 土	30 火
計 5	計 6	計 5	計 5	計 6	計 6

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1 水	1 土	1 月	1 木	○ 1 日	○ 1 日
2 木	○ 2 日	2 火	2 金	2 月	2 月
3 金	○ 3 月	3 水	3 土	3 火	3 火
○ 4 土	4 木	4 木	○ 4 日	4 水	4 水
5 日	5 水	5 金	5 月	5 木	5 木
6 月	6 木	6 土	6 火	6 金	6 金
7 火	7 金	○ 7 日	7 水	7 土	7 土
8 水	8 土	8 月	8 木	○ 8 日	○ 8 日
9 木	○ 9 日	9 火	9 金	9 月	9 月
10 金	10 月	10 水	10 土	10 火	10 火
11 土	11 火	11 木	○ 11 日	○ 11 水	11 水
○ 12 日	12 水	12 金	○ 12 月	12 木	12 木
○ 13 月	13 木	13 土	13 火	13 金	13 金
14 火	14 金	○ 14 日	14 水	14 土	14 土
15 水	15 土	15 月	15 木	○ 15 日	○ 15 日
16 木	○ 16 日	16 火	16 金	16 月	16 月
17 金	17 月	17 水	17 土	17 火	17 火
18 土	18 火	18 木	○ 18 日	18 水	18 水
○ 19 日	19 水	19 金	19 月	19 木	19 木
20 月	20 木	20 土	20 火	20 金	○ 20 金
21 火	21 金	○ 21 日	21 水	21 土	21 土
22 水	22 土	22 月	22 木	○ 22 日	○ 22 日
23 木	○ 23 日	23 火	23 金	○ 23 月	23 月
24 金	○ 24 月	24 水	24 土	24 火	24 火
25 土	25 火	25 木	○ 25 日	25 水	25 水
○ 26 日	26 水	26 金	26 月	26 木	26 木
27 月	27 木	27 土	27 火	27 金	27 金
28 火	28 土	○ 28 日	28 水	28 土	28 土
29 水	29 金	29 月	29 木	29 日	○ 29 日
30 木	○ 30 日	30 火	30 金	30 月	30 月
31 金	計 7	31 水	31 土	計 6	31 火
計 5	計 7	計 4	計 5	計 6	計 6

年間業務日数 66 日

× 閏年の有無

※「○」印のついた日を業務日とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
○ 1 火	○ 1 木	○ 1 日	○ 1 火	○ 1 金	○ 1 月
○ 2 水	○ 2 金	○ 2 月	○ 2 水	○ 2 土	○ 2 火
○ 3 木	○ 3 土	○ 3 火	○ 3 木	○ 3 日	○ 3 水
○ 4 金	○ 4 日	○ 4 水	○ 4 金	○ 4 月	○ 4 木
○ 5 土	○ 5 月	○ 5 木	○ 5 土	○ 5 火	○ 5 金
○ 6 日	○ 6 火	○ 6 金	○ 6 日	○ 6 水	○ 6 土
○ 7 月	○ 7 水	○ 7 土	○ 7 月	○ 7 木	○ 7 日
○ 8 火	○ 8 木	○ 8 日	○ 8 火	○ 8 金	○ 8 月
○ 9 水	○ 9 金	○ 9 月	○ 9 水	○ 9 土	○ 9 火
○ 10 木	○ 10 土	○ 10 火	○ 10 木	○ 10 日	○ 10 水
○ 11 金	○ 11 日	○ 11 水	○ 11 金	○ 11 月	○ 11 木
○ 12 土	○ 12 月	○ 12 木	○ 12 土	○ 12 火	○ 12 金
○ 13 日	○ 13 火	○ 13 金	○ 13 日	○ 13 水	○ 13 土
○ 14 月	○ 14 水	○ 14 土	○ 14 月	○ 14 木	○ 14 日
○ 15 火	○ 15 木	○ 15 日	○ 15 火	○ 15 金	○ 15 月
○ 16 水	○ 16 金	○ 16 月	○ 16 水	○ 16 土	○ 16 火
○ 17 木	○ 17 土	○ 17 火	○ 17 木	○ 17 日	○ 17 水
○ 18 金	○ 18 日	○ 18 水	○ 18 金	○ 18 月	○ 18 木
○ 19 土	○ 19 月	○ 19 木	○ 19 土	○ 19 火	○ 19 金
○ 20 日	○ 20 火	○ 20 金	○ 20 日	○ 20 水	○ 20 土
○ 21 月	○ 21 水	○ 21 土	○ 21 月	○ 21 木	○ 21 日
○ 22 火	○ 22 木	○ 22 日	○ 22 火	○ 22 金	○ 22 月
○ 23 水	○ 23 金	○ 23 月	○ 23 水	○ 23 土	○ 23 火
○ 24 木	○ 24 土	○ 24 火	○ 24 木	○ 24 日	○ 24 水
○ 25 金	○ 25 日	○ 25 水	○ 25 金	○ 25 月	○ 25 木
○ 26 土	○ 26 月	○ 26 木	○ 26 土	○ 26 火	○ 26 金
○ 27 日	○ 27 火	○ 27 金	○ 27 日	○ 27 水	○ 27 土
○ 28 月	○ 28 水	○ 28 土	○ 28 月	○ 28 木	○ 28 日
○ 29 火	○ 29 木	○ 29 日	○ 29 火	○ 29 金	○ 29 月
○ 30 水	○ 30 月	○ 30 水	○ 30 水	○ 30 土	○ 30 火
計 21	計 20	計 21	計 22	計 17	計 20

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
○ 1 水	○ 1 土	○ 1 月	○ 1 木	○ 1 日	○ 1 日
○ 2 木	○ 2 日	○ 2 火	○ 2 金	○ 2 月	○ 2 月
○ 3 金	○ 3 月	○ 3 水	○ 3 土	○ 3 火	○ 3 火
○ 4 土	○ 4 火	○ 4 木	○ 4 日	○ 4 水	○ 4 水
○ 5 日	○ 5 水	○ 5 金	○ 5 月	○ 5 木	○ 5 木
○ 6 月	○ 6 木	○ 6 土	○ 6 火	○ 6 金	○ 6 金
○ 7 火	○ 7 金	○ 7 日	○ 7 水	○ 7 土	○ 7 土
○ 8 水	○ 8 土	○ 8 月	○ 8 木	○ 8 日	○ 8 日
○ 9 木	○ 9 日	○ 9 火	○ 9 金	○ 9 月	○ 9 月
○ 10 金	○ 10 月	○ 10 水	○ 10 土	○ 10 火	○ 10 火
○ 11 土	○ 11 火	○ 11 木	○ 11 日	○ 11 水	○ 11 水
○ 12 日	○ 12 水	○ 12 金	○ 12 月	○ 12 木	○ 12 木
○ 13 月	○ 13 木	○ 13 土	○ 13 火	○ 13 金	○ 13 金
○ 14 火	○ 14 金	○ 14 日	○ 14 水	○ 14 土	○ 14 土
○ 15 水	○ 15 土	○ 15 月	○ 15 木	○ 15 日	○ 15 日
○ 16 木	○ 16 日	○ 16 火	○ 16 金	○ 16 月	○ 16 月
○ 17 金	○ 17 月	○ 17 水	○ 17 土	○ 17 火	○ 17 火
○ 18 土	○ 18 火	○ 18 木	○ 18 日	○ 18 水	○ 18 水
○ 19 日	○ 19 水	○ 19 金	○ 19 月	○ 19 木	○ 19 木
○ 20 月	○ 20 木	○ 20 土	○ 20 火	○ 20 金	○ 20 金
○ 21 火	○ 21 金	○ 21 日	○ 21 水	○ 21 土	○ 21 土
○ 22 水	○ 22 土	○ 22 月	○ 22 木	○ 22 日	○ 22 日
○ 23 木	○ 23 日	○ 23 火	○ 23 金	○ 23 月	○ 23 月
○ 24 金	○ 24 月	○ 24 水	○ 24 土	○ 24 火	○ 24 火
○ 25 土	○ 25 火	○ 25 木	○ 25 日	○ 25 水	○ 25 水
○ 26 日	○ 26 水	○ 26 金	○ 26 月	○ 26 木	○ 26 木
○ 27 月	○ 27 木	○ 27 土	○ 27 火	○ 27 金	○ 27 金
○ 28 火	○ 28 金	○ 28 日	○ 28 水	○ 28 土	○ 28 土
○ 29 水	○ 29 土	○ 29 月	○ 29 木	○ 29 日	○ 29 日
○ 30 木	○ 30 日	○ 30 火	○ 30 金	○ 30 月	○ 30 月
○ 31 金	○ 31 月	○ 31 水	○ 31 土	○ 31 火	○ 31 火
計 22	計 18	計 20	計 19	計 18	計 21

年間業務日数 239 日

× 閏年の有無

※「○」印のついた日を業務日とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
1 火	1 木	1 日	1 火	1 金	○ 1 月
2 水	2 金	2 月	2 水	2 土	2 火
3 木	3 土	3 火	3 木	3 日	3 水
4 金	4 日	4 水	4 金	○ 4 月	4 木
5 土	5 月	5 木	5 土	5 火	5 金
6 日	6 火	6 金	6 日	6 水	6 土
○ 7 月	7 水	7 土	○ 7 月	7 木	7 日
8 火	8 木	8 日	8 火	8 金	○ 8 月
9 水	9 金	○ 9 月	9 水	9 土	9 火
10 木	10 土	10 火	10 木	10 日	10 水
11 金	11 日	11 水	11 金	11 月	11 木
12 土	○ 12 月	12 木	12 土	12 火	12 金
13 日	13 火	13 金	13 日	13 水	13 土
○ 14 月	14 水	14 土	○ 14 月	14 木	14 日
15 火	15 木	15 日	15 火	15 金	15 月
16 水	16 金	○ 16 月	16 水	16 土	16 火
17 木	17 土	17 火	17 木	17 日	17 水
18 金	18 日	18 水	18 金	○ 18 月	18 木
19 土	○ 19 月	19 木	19 土	19 火	19 金
20 日	20 火	20 金	20 日	20 水	20 土
○ 21 月	21 水	21 土	21 月	21 木	21 日
22 火	22 木	22 日	22 火	22 金	○ 22 月
23 水	23 金	○ 23 月	23 水	23 土	23 火
24 木	24 土	24 火	24 木	24 日	24 水
25 金	25 日	25 水	25 金	○ 25 月	25 木
26 土	○ 26 月	26 木	26 土	26 火	26 金
27 日	27 火	27 金	27 日	27 水	27 土
○ 28 月	28 水	28 土	○ 28 月	28 木	28 日
29 火	29 木	29 日	29 火	29 金	○ 29 月
30 水	30 金	○ 30 月	30 水	30 土	30 火
計 4	計 3	計 5	計 3	計 3	計 4

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1 水	1 土	○ 1 月	1 木	1 日	1 日
2 木	2 日	2 火	2 金	○ 2 月	○ 2 月
3 金	3 月	3 水	3 土	3 火	3 火
4 土	4 火	4 木	4 日	4 水	4 水
5 日	5 水	5 金	○ 5 月	5 木	5 木
○ 6 月	6 木	6 土	6 火	6 金	6 金
7 火	7 金	7 日	7 水	7 土	7 土
8 水	8 土	○ 8 月	8 木	8 日	8 日
9 木	9 日	9 火	9 金	○ 9 月	○ 9 月
10 金	○ 10 月	10 水	10 土	10 火	10 火
11 土	11 火	11 木	11 日	11 水	11 水
12 日	12 水	12 金	12 月	12 木	12 木
13 月	13 木	13 土	13 火	13 金	13 金
14 火	14 金	14 日	14 水	14 土	14 土
15 水	15 土	○ 15 月	15 木	15 日	15 日
16 木	16 日	16 火	16 金	○ 16 月	○ 16 月
17 金	○ 17 月	17 水	17 土	17 火	17 火
18 土	18 火	18 木	18 日	18 水	18 水
19 日	19 水	19 金	○ 19 月	19 木	19 木
○ 20 月	20 木	20 土	20 火	20 金	20 金
21 火	21 金	21 日	21 水	21 土	21 土
22 水	22 土	○ 22 月	22 木	22 日	22 日
23 木	23 日	23 火	23 金	23 月	○ 23 月
24 金	24 火	24 水	24 土	24 火	24 火
25 土	25 水	25 木	25 日	25 水	25 水
26 日	26 木	26 金	○ 26 月	26 木	26 木
○ 27 月	27 木	27 土	27 火	27 金	27 金
28 火	28 土	28 日	28 水	28 土	28 土
29 水	29 金	29 月	29 木	29 日	29 日
30 木	30 土	30 火	30 金	30 月	○ 30 月
31 金	31 日	31 水	31 土	31 火	31 火
計 3	計 2	計 4	計 3	計 3	計 5

年間業務日数 42 日

× 閏年の有無

※「○」印のついた日を業務日とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
○ 1 火	○ 1 木	1 日	○ 1 火	○ 1 金	○ 1 火
○ 2 水	○ 2 金	2 月	○ 2 水	○ 2 土	○ 2 水
○ 3 木	○ 3 土	○ 3 火	○ 3 木	○ 3 日	○ 3 木
○ 4 金	○ 4 日	○ 4 水	○ 4 金	○ 4 月	○ 4 金
5 土	○ 5 月	○ 5 木	○ 5 土	○ 5 火	○ 5 土
6 日	○ 6 火	○ 6 金	○ 6 日	○ 6 水	○ 6 日
7 月	○ 7 水	○ 7 土	7 月	○ 7 木	7 月
○ 8 火	○ 8 木	○ 8 日	○ 8 火	○ 8 金	○ 8 月
○ 9 水	○ 9 土	○ 9 火	○ 9 水	○ 9 土	○ 9 火
○ 10 木	○ 10 金	○ 10 水	○ 10 木	○ 10 日	○ 10 水
○ 11 金	○ 11 日	○ 11 木	○ 11 金	○ 11 月	○ 11 木
12 土	○ 12 月	○ 12 金	○ 12 土	○ 12 火	○ 12 金
13 日	○ 13 火	○ 13 土	○ 13 日	○ 13 水	○ 13 土
○ 14 月	○ 14 水	○ 14 日	○ 14 月	○ 14 木	○ 14 日
○ 15 火	○ 15 木	○ 15 日	○ 15 火	○ 15 金	○ 15 月
○ 16 水	○ 16 金	○ 16 月	○ 16 水	○ 16 土	○ 16 火
○ 17 木	○ 17 土	○ 17 火	○ 17 木	○ 17 日	○ 17 水
○ 18 金	○ 18 日	○ 18 水	○ 18 金	○ 18 月	○ 18 木
19 土	○ 19 月	○ 19 木	○ 19 土	○ 19 火	○ 19 金
20 日	○ 20 火	○ 20 金	○ 20 日	○ 20 水	○ 20 土
○ 21 月	○ 21 水	○ 21 土	○ 21 月	○ 21 木	○ 21 日
○ 22 火	○ 22 木	○ 22 日	○ 22 火	○ 22 金	○ 22 月
○ 23 水	○ 23 金	○ 23 月	○ 23 水	○ 23 土	○ 23 火
○ 24 木	○ 24 土	○ 24 火	○ 24 木	○ 24 日	○ 24 水
○ 25 金	○ 25 日	○ 25 水	○ 25 金	○ 25 月	○ 25 木
○ 26 土	○ 26 月	○ 26 木	○ 26 土	○ 26 火	○ 26 金
○ 27 日	○ 27 火	○ 27 金	○ 27 日	○ 27 水	○ 27 土
○ 28 月	○ 28 水	○ 28 土	○ 28 月	○ 28 木	○ 28 日
○ 29 火	○ 29 木	○ 29 日	○ 29 火	○ 29 金	○ 29 月
○ 30 水	○ 30 月	○ 30 水	○ 30 水	○ 30 土	○ 30 火
計 17	計 17	計 16	計 19	計 14	計 16

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
○ 1 水	○ 1 土	1 月	○ 1 木	○ 1 日	○ 1 日
○ 2 木	○ 2 日	○ 2 火	○ 2 金	○ 2 月	○ 2 月
○ 3 金	○ 3 月	○ 3 水	○ 3 土	○ 3 火	○ 3 火
○ 4 土	○ 4 木	○ 4 木	○ 4 日	○ 4 水	○ 4 水
○ 5 日	○ 5 水	○ 5 金	○ 5 月	○ 5 木	○ 5 木
○ 6 月	○ 6 木	○ 6 土	○ 6 火	○ 6 金	○ 6 金
○ 7 火	○ 7 金	○ 7 日	○ 7 水	○ 7 土	○ 7 土
○ 8 水	○ 8 土	○ 8 月	○ 8 木	○ 8 日	○ 8 日
○ 9 木	○ 9 日	○ 9 火	○ 9 金	○ 9 月	○ 9 月
○ 10 金	○ 10 月	○ 10 水	○ 10 土	○ 10 火	○ 10 火
○ 11 土	○ 11 火	○ 11 木	○ 11 日	○ 11 水	○ 11 水
○ 12 日	○ 12 水	○ 12 金	○ 12 月	○ 12 木	○ 12 木
○ 13 月	○ 13 木	○ 13 土	○ 13 火	○ 13 金	○ 13 金
○ 14 火	○ 14 金	○ 14 日	○ 14 水	○ 14 土	○ 14 土
○ 15 水	○ 15 土	○ 15 月	○ 15 木	○ 15 日	○ 15 日
○ 16 木	○ 16 日	○ 16 火	○ 16 金	○ 16 月	○ 16 月
○ 17 金	○ 17 月	○ 17 水	○ 17 土	○ 17 火	○ 17 火
○ 18 土	○ 18 火	○ 18 木	○ 18 日	○ 18 水	○ 18 水
○ 19 日	○ 19 水	○ 19 金	○ 19 月	○ 19 木	○ 19 木
○ 20 月	○ 20 木	○ 20 土	○ 20 火	○ 20 金	○ 20 金
○ 21 火	○ 21 金	○ 21 日	○ 21 水	○ 21 土	○ 21 土
○ 22 水	○ 22 土	○ 22 月	○ 22 木	○ 22 日	○ 22 日
○ 23 木	○ 23 日	○ 23 火	○ 23 金	○ 23 月	○ 23 月
○ 24 金	○ 24 月	○ 24 水	○ 24 土	○ 24 火	○ 24 火
○ 25 土	○ 25 火	○ 25 木	○ 25 日	○ 25 水	○ 25 水
○ 26 日	○ 26 水	○ 26 金	○ 26 月	○ 26 木	○ 26 木
○ 27 月	○ 27 木	○ 27 土	○ 27 火	○ 27 金	○ 27 金
○ 28 火	○ 28 土	○ 28 日	○ 28 水	○ 28 土	○ 28 土
○ 29 水	○ 29 金	○ 29 月	○ 29 木	○ 29 日	○ 29 日
○ 30 木	○ 30 月	○ 30 火	○ 30 金	○ 30 月	○ 30 月
○ 31 金	○ 31 日	○ 31 水	○ 31 土	○ 31 火	○ 31 火
計 19	計 16	計 16	計 16	計 15	計 16

年間業務日数 197 日

× 閏年の有無

令和 7 年度

警備業務日程

警備員配置表のNo. 23,24

※「○」印のついた日を業務日とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
○ 1 火	○ 1 木	○ 1 日	○ 1 火	1 金	○ 1 月
○ 2 水	○ 2 金	○ 2 月	○ 2 水	2 土	○ 2 火
○ 3 木	○ 3 土	○ 3 火	○ 3 木	3 日	○ 3 水
○ 4 金	○ 4 日	○ 4 水	○ 4 金	4 月	○ 4 木
○ 5 土	○ 5 月	○ 5 木	○ 5 土	5 火	○ 5 金
○ 6 日	○ 6 火	○ 6 金	○ 6 日	6 水	○ 6 土
○ 7 月	○ 7 水	○ 7 土	○ 7 月	7 木	○ 7 日
○ 8 火	○ 8 木	○ 8 日	○ 8 火	8 金	○ 8 月
○ 9 水	○ 9 金	○ 9 月	○ 9 水	9 土	○ 9 火
○ 10 木	○ 10 土	○ 10 火	○ 10 木	10 日	○ 10 水
○ 11 金	○ 11 日	○ 11 水	○ 11 金	11 月	○ 11 木
○ 12 土	○ 12 月	○ 12 木	○ 12 土	12 火	○ 12 金
○ 13 日	○ 13 火	○ 13 金	○ 13 日	13 水	○ 13 土
○ 14 月	○ 14 水	○ 14 土	○ 14 月	14 木	○ 14 日
○ 15 火	○ 15 木	○ 15 日	○ 15 火	15 金	○ 15 月
○ 16 水	○ 16 金	○ 16 月	○ 16 水	16 土	○ 16 火
○ 17 木	○ 17 土	○ 17 火	○ 17 木	17 日	○ 17 水
○ 18 金	○ 18 日	○ 18 水	○ 18 金	18 月	○ 18 木
○ 19 土	○ 19 月	○ 19 木	○ 19 土	19 火	○ 19 金
○ 20 日	○ 20 火	○ 20 金	○ 20 日	20 水	○ 20 土
○ 21 月	○ 21 水	○ 21 土	○ 21 月	21 木	○ 21 日
○ 22 火	○ 22 木	○ 22 日	○ 22 火	22 金	○ 22 月
○ 23 水	○ 23 金	○ 23 月	○ 23 水	23 土	○ 23 火
○ 24 木	○ 24 土	○ 24 火	○ 24 木	24 日	○ 24 水
○ 25 金	○ 25 日	○ 25 水	○ 25 金	25 月	○ 25 木
○ 26 土	○ 26 月	○ 26 木	○ 26 土	26 火	○ 26 金
○ 27 日	○ 27 火	○ 27 金	○ 27 日	27 水	○ 27 土
○ 28 月	○ 28 水	○ 28 土	○ 28 月	28 木	○ 28 日
○ 29 火	○ 29 木	○ 29 日	○ 29 火	29 金	○ 29 月
○ 30 水	○ 30 月	○ 30 水	○ 30 水	30 土	○ 30 火
計 17	計 20	計 21	計 14	計 0	計 20

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
○ 1 水	○ 1 土	○ 1 月	○ 1 木	○ 1 日	○ 1 日
○ 2 木	○ 2 日	○ 2 火	○ 2 金	○ 2 月	○ 2 月
○ 3 金	○ 3 月	○ 3 水	○ 3 土	○ 3 火	○ 3 火
○ 4 土	○ 4 木	○ 4 木	○ 4 日	○ 4 水	○ 4 水
○ 5 日	○ 5 水	○ 5 金	○ 5 月	○ 5 木	○ 5 木
○ 6 月	○ 6 木	○ 6 土	○ 6 火	○ 6 金	○ 6 金
○ 7 火	○ 7 金	○ 7 日	○ 7 水	○ 7 土	○ 7 土
○ 8 水	○ 8 土	○ 8 月	○ 8 木	○ 8 日	○ 8 日
○ 9 木	○ 9 日	○ 9 火	○ 9 金	○ 9 月	○ 9 月
○ 10 金	○ 10 月	○ 10 水	○ 10 土	○ 10 火	○ 10 火
○ 11 土	○ 11 火	○ 11 木	○ 11 日	○ 11 水	○ 11 水
○ 12 日	○ 12 水	○ 12 金	○ 12 月	○ 12 木	○ 12 木
○ 13 月	○ 13 木	○ 13 土	○ 13 火	○ 13 金	○ 13 金
○ 14 火	○ 14 金	○ 14 日	○ 14 水	○ 14 土	○ 14 土
○ 15 水	○ 15 土	○ 15 月	○ 15 木	○ 15 日	○ 15 日
○ 16 木	○ 16 日	○ 16 火	○ 16 金	○ 16 月	○ 16 月
○ 17 金	○ 17 月	○ 17 水	○ 17 土	○ 17 火	○ 17 火
○ 18 土	○ 18 火	○ 18 木	○ 18 日	○ 18 水	○ 18 水
○ 19 日	○ 19 水	○ 19 金	○ 19 月	○ 19 木	○ 19 木
○ 20 月	○ 20 木	○ 20 土	○ 20 火	○ 20 金	○ 20 金
○ 21 火	○ 21 金	○ 21 日	○ 21 水	○ 21 土	○ 21 土
○ 22 水	○ 22 土	○ 22 月	○ 22 木	○ 22 日	○ 22 日
○ 23 木	○ 23 日	○ 23 火	○ 23 金	○ 23 月	○ 23 月
○ 24 金	○ 24 月	○ 24 水	○ 24 土	○ 24 火	○ 24 火
○ 25 土	○ 25 火	○ 25 木	○ 25 日	○ 25 水	○ 25 水
○ 26 日	○ 26 水	○ 26 金	○ 26 月	○ 26 木	○ 26 木
○ 27 月	○ 27 木	○ 27 土	○ 27 火	○ 27 金	○ 27 金
○ 28 火	○ 28 金	○ 28 日	○ 28 水	○ 28 土	○ 28 土
○ 29 水	○ 29 土	○ 29 月	○ 29 木	○ 29 日	○ 29 日
○ 30 木	○ 30 日	○ 30 火	○ 30 金	○ 30 月	○ 30 月
○ 31 金	○ 31 月	○ 31 水	○ 31 土	○ 31 火	○ 31 火
計 22	計 18	計 18	計 17	計 18	計 17

年間業務日数 202 日

× 閏年の有無

※「○」印のついた日を業務日とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
○ 1 火	1 木	1 日	1 火	○ 1 金	1 月
○ 2 水	2 金	2 月	2 水	2 土	2 火
○ 3 木	3 土	3 火	3 木	3 日	3 水
○ 4 金	4 日	4 水	4 金	○ 4 月	4 木
5 土	5 月	5 木	5 土	○ 5 火	5 金
6 日	6 火	6 金	6 日	○ 6 水	6 土
7 月	7 水	7 土	7 月	○ 7 木	7 日
8 火	8 木	8 日	8 火	○ 8 金	8 月
9 水	9 金	9 月	9 水	9 土	9 火
10 木	10 土	10 火	10 木	10 日	10 水
11 金	11 日	11 水	11 金	11 月	11 木
12 土	12 月	12 木	12 土	12 火	12 金
13 日	13 火	13 金	13 日	13 水	13 土
14 月	14 水	14 土	14 月	14 木	14 日
15 火	15 木	15 日	15 火	○ 15 金	15 月
16 水	16 金	16 月	16 水	16 土	16 火
17 木	17 土	17 火	17 木	17 日	17 水
18 金	18 日	18 水	18 金	○ 18 月	18 木
19 土	19 月	19 木	19 土	○ 19 火	19 金
20 日	20 火	20 金	20 日	○ 20 水	20 土
21 月	21 水	21 土	21 月	○ 21 木	21 日
22 火	22 木	22 日	○ 22 火	○ 22 金	22 月
23 水	23 金	23 月	○ 23 水	23 土	23 火
24 木	24 土	24 火	○ 24 木	24 日	24 水
25 金	25 日	25 水	○ 25 金	○ 25 月	25 木
26 土	26 月	26 木	26 土	○ 26 火	26 金
27 日	27 火	27 金	27 日	○ 27 水	27 土
28 月	28 水	28 土	○ 28 月	○ 28 木	28 日
29 火	29 木	29 日	○ 29 火	○ 29 金	29 月
30 水	30 金	30 月	○ 30 水	○ 30 土	30 火
31 土	31 土	30 日	○ 31 木	31 日	31 日
計 4	計 0	計 0	計 8	計 17	計 0

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1 水	1 土	1 月	1 木	1 日	1 日
2 木	2 日	2 火	2 金	2 月	2 月
3 金	3 月	3 水	3 土	3 火	3 火
4 土	4 火	4 木	4 日	4 水	4 水
5 日	5 水	5 金	○ 5 月	5 木	5 木
6 月	6 木	6 土	○ 6 火	6 金	6 金
7 火	7 金	7 日	7 水	7 土	7 土
8 水	8 土	8 月	8 木	8 日	8 日
9 木	9 日	9 火	9 金	9 月	9 月
10 金	10 月	10 水	10 土	10 火	10 火
11 土	11 火	11 木	11 日	11 水	11 水
12 日	12 水	12 金	12 月	12 木	12 木
13 月	13 木	13 土	13 火	13 金	13 金
14 火	14 金	14 日	14 水	14 土	14 土
15 水	15 土	15 月	15 木	15 日	15 日
16 木	16 日	16 火	16 金	16 月	16 月
17 金	17 月	17 水	17 土	17 火	17 火
18 土	18 火	18 木	18 日	18 水	18 水
19 日	19 水	19 金	19 月	19 木	19 木
20 月	20 木	20 土	20 火	20 金	20 金
21 火	21 金	21 日	21 水	21 土	21 土
22 水	22 土	22 月	22 木	22 日	22 日
23 木	23 日	23 火	23 金	23 月	23 月
24 金	24 月	24 水	24 土	24 火	24 火
25 土	25 火	25 木	25 日	25 水	25 水
26 日	26 水	○ 26 金	26 月	26 木	○ 26 木
27 月	27 木	27 土	27 火	27 金	○ 27 金
28 火	28 土	28 日	28 水	28 土	28 土
29 水	29 金	28 月	29 木	29 日	29 日
30 木	30 土	30 火	30 金	30 月	○ 30 月
31 金	30 日	31 水	31 土	31 日	○ 31 火
計 0	計 0	計 1	計 2	計 0	計 4

年間業務日数 36 日

× 閏年の有無

※「○」印のついた日を業務日とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
1 火	1 木	1 日	1 火	1 金	1 月
2 水	2 金	2 月	2 水	2 土	2 火
3 木	3 土	3 火	3 木	3 日	3 水
4 金	4 日	4 水	4 金	4 月	4 木
○ 5 土	5 月	5 木	○ 5 土	5 火	5 金
6 日	6 火	6 金	6 日	6 水	○ 6 土
7 月	7 水	○ 7 土	7 月	7 木	7 日
8 火	8 木	8 日	8 火	8 金	8 月
9 水	9 金	9 火	9 水	○ 9 土	9 火
10 木	○ 10 土	10 月	10 木	10 日	10 水
11 金	11 日	11 水	11 金	11 月	11 木
○ 12 土	12 月	12 木	○ 12 土	12 火	12 金
13 日	13 火	13 金	13 日	13 水	○ 13 土
14 月	14 水	○ 14 土	14 月	14 木	14 日
15 火	15 木	15 日	15 火	15 金	15 月
16 水	16 金	16 月	16 水	○ 16 土	16 火
17 木	○ 17 土	17 火	17 木	17 日	17 水
18 金	18 日	18 水	18 金	18 月	18 木
○ 19 土	19 月	19 木	○ 19 土	19 火	19 金
20 日	20 火	20 金	20 日	20 水	○ 20 土
21 月	21 水	○ 21 土	21 月	21 木	21 日
22 火	22 木	22 日	22 火	22 金	22 月
23 水	23 金	23 月	23 水	○ 23 土	23 火
24 木	○ 24 土	24 火	24 木	24 日	24 水
25 金	25 日	25 水	25 金	25 月	25 木
○ 26 土	26 月	26 木	○ 26 土	26 火	26 金
27 日	27 火	27 金	27 日	27 水	○ 27 土
28 月	28 水	○ 28 土	28 月	28 木	28 日
29 火	29 木	29 日	29 火	29 金	29 月
30 水	30 金	30 月	30 水	○ 30 土	30 火
計 4	○ 31 土	計 4	31 木	計 5	計 4

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1 水	○ 1 土	1 月	1 木	1 日	1 日
2 木	2 日	2 火	2 金	2 月	2 月
3 金	3 月	3 水	3 土	3 火	3 火
○ 4 土	4 火	4 木	4 日	4 水	4 水
5 日	5 水	5 金	5 月	5 木	5 木
6 月	6 木	○ 6 土	6 火	6 金	6 金
7 火	7 金	7 日	7 水	○ 7 土	○ 7 土
8 水	○ 8 土	8 月	8 木	8 日	8 日
9 木	9 日	9 火	9 金	9 月	9 月
10 金	10 月	10 水	○ 10 土	10 火	10 火
○ 11 土	11 火	11 木	11 日	11 水	11 水
12 日	12 水	12 金	12 月	12 木	12 木
13 月	13 木	○ 13 土	13 火	13 金	13 金
14 火	14 金	14 日	14 水	○ 14 土	○ 14 土
15 水	○ 15 土	15 月	15 木	15 日	15 日
16 木	16 日	16 火	○ 17 土	16 月	16 月
17 金	17 月	17 水	17 日	17 火	17 火
○ 18 土	18 火	18 木	18 月	18 水	18 水
19 日	19 水	19 金	19 月	19 木	19 木
20 月	20 木	○ 20 土	20 火	20 金	20 金
21 火	21 金	21 日	21 水	○ 21 土	○ 21 土
22 水	○ 22 土	22 月	22 木	22 日	22 日
23 木	23 日	23 火	23 金	23 月	23 月
24 金	24 月	24 水	○ 24 土	24 火	24 火
○ 25 土	25 火	25 木	25 日	25 水	25 水
26 日	26 水	26 金	26 月	26 木	26 木
27 月	27 木	○ 27 土	27 火	27 金	27 金
28 火	28 土	28 日	28 水	○ 28 土	○ 28 土
29 水	○ 29 土	28 月	29 木	計	29 日
30 木	30 日	30 火	30 金	計	30 月
31 金	計 5	31 水	○ 31 土	計 4	31 火
計 4	計 5	計 4	計 4	計 4	計 4

年間業務日数 51 日

× 閏年の有無

別紙 4

業務時間帯一覧表（小学校・義務教育学校）

業務時間帯			6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
平日	4/7~7/20、 8/30~12/25、 1/7~3/25	小学校 (北夙川、苔楽園、神原、甲陽園、広田、平木、上ヶ原、上ヶ原南、段上、段上西、高木、高木北、瓦木、上甲子園、津門、春風、今津、用海、鳴尾、南甲子園、高須、高須西、小松、北六甲台、名塩、東山台)																
		小学校 (甲東、深津、山口)																
		小学校 (浜盛、香蓮園、安井、夙川、大社、樋ノ口、甲子園浜、鳴尾東、生瀬)																
		小学校 (瓦林、鳴尾北)																
		西宮浜義（西）																
	上記以外 (授業日以外)	小学校																
土曜日 (休日にあたる場合を除く)	通年	小学校																
日曜日、祝日及び 臨時休校日	通年	小学校																
学校閉鎖日※ 及び年末年始	8/12~8/14 12/29~1/3	小学校																
凡例： (1) ———— 開閉門・日直 (2) - - - - - 機械警備 (3) ———— 校門警備																		
<p>※ 創立記念日が平日である場合は休日扱いとはしない。</p> <p>※ この一覧表に記載する期間、時間帯は標準的なものであり、非常災害緊急時、学校の勤務時間、工事及び行事等により、警備時間を変更又は延長することがある。</p> <p>※ 学校閉鎖日は変更になる可能性がある。</p>																		

業務時間帯一覧表（中学校・義務教育学校）

業務時間帯			6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
平日	通年	鳴尾以外の中学校 及び鳴尾の月曜	6:30 開門	7:30									16:30				20:30 閉門	
	通年	鳴尾中学校 火・水・木・金	6:30 開門	7:30									16:30					21:30 閉門
土曜日 (休日にあたる場合を除く)	通年	中学校（浜脇、西宮浜 義（東）、大社、苦楽 園、上ヶ原、甲陵、瓦 木、深津、真砂、鳴尾 南、学文、山口、塩 瀬）			8:00 開門				日	直					18:10 閉門			
	通年	中学校（平木、 甲武、上甲子 園、今津、浜甲 子園、高須）		7:30 開門					日	直				17:40 閉門				
	通年	鳴尾中			8:00 開門				日	直								21:30 閉門
日曜日、祝日及び 臨時休校日	通年	鳴尾以外の 中学校			8:30 開門				日	直			16:30 閉門					
	通年	鳴尾中			8:00 開門				日	直								21:30 閉門
学校閉鎖日※ 及び年末年始	8/12~8/14 12/29~1/3	中学校	終日機械警備															
凡例：（１）———開閉門・日直（２）-----機械警備																		
※ 創立記念日が平日である場合は休日扱いとはしない。																		
※ この一覧表に記載する期間、時間帯は標準的なものであり、非常災害緊急時、学校の勤務時間、工事及び行事等により、警備時間を変更又は延長することがある。																		
※ 学校閉鎖日は変更になる可能性がある。																		

業務時間帯一覧表（特別支援学校）

業務時間帯			6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	
平日	4/7~7/20 8/30~12/25 1/7~3/25	西宮支援学校	6:15 開門		7:45	校門警備						12:30		16:30	閉門			19:00	
	上記以外 (授業日以外)	西宮支援学校			7:45	8:30	閉門						16:30	閉門			18:45		
土曜日 (休日にあたる場合を除く)	通年	西宮支援学校			8:00	日直						16:30	閉門						
日曜日、祝日及び 臨時休校日	通年	西宮支援学校	終日機械警備																
学校閉鎖日※ 及び年末年始	8/12~8/14 12/29~1/3	西宮支援学校	終日機械警備																
凡例：			(1) ————— 開閉門・日直	(2) ————— 機械警備	(3) ————— 校門警備														
※ 創立記念日が平日である場合は休日扱いとはしない。																			
※ この一覧表に記載する時間帯は標準的なものであり、非常災害緊急時、学校の勤務時間、工事及び行事等により、警備時間を変更又は延長することがある。																			
※ 学校閉鎖日は変更になる可能性がある。																			